

図表2 改正による税負担の比較

①配偶者のみの場合

収入金額	所得税および住民税 (給与所得金額)		
	平成29年	平成30年 平成31年	平成32年 以後
250万円	7万円 (157万円)	7万円 (157万円)	7万円 (167万円)
450万円	25万円 (306万円)	25万円 (306万円)	25万円 (316万円)
650万円	50万円 (466万円)	50万円 (466万円)	50万円 (476万円)
850万円	91万円 (645万円)	91万円 (645万円)	91万円 (655万円)
1,100万円	151万円 (880万円)	151万円 (880万円)	159万円 (905万円)
1,200万円	178万円 (980万円)	186万円 (980万円)	195万円 (1,005万円)
1,300万円	206万円 (1,080万円)	219万円 (1,080万円)	224万円 (1,105万円)
1,500万円	271万円 (1,280万円)	288万円 (1,280万円)	294万円 (1,305万円)
2,000万円	457万円 (1,780万円)	473万円 (1,780万円)	480万円 (1,805万円)
2,600万円	688万円 (2,380万円)	707万円 (2,380万円)	722万円 (2,405万円)
2,700万円	731万円 (2,480万円)	750万円 (2,480万円)	782万円 (2,505万円)
2,800万円	775万円 (2,580万円)	793万円 (2,580万円)	825万円 (2,605万円)

②配偶者および16歳未満の子がいる場合

収入金額	所得税および住民税 (給与所得金額)		
	平成29年	平成30年 平成31年	平成32年 以後
250万円	7万円 (157万円)	7万円 (157万円)	7万円 (167万円)
450万円	25万円 (306万円)	25万円 (306万円)	25万円 (316万円)
650万円	50万円 (466万円)	50万円 (466万円)	50万円 (476万円)
850万円	91万円 (645万円)	91万円 (645万円)	91万円 (655万円)
1,100万円	151万円 (880万円)	151万円 (880万円)	151万円 (890万円)
1,200万円	178万円 (980万円)	186万円 (980万円)	186万円 (990万円)
1,300万円	206万円 (1,080万円)	219万円 (1,080万円)	219万円 (1,090万円)
1,500万円	271万円 (1,280万円)	288万円 (1,280万円)	288万円 (1,290万円)
2,000万円	457万円 (1,780万円)	473万円 (1,780万円)	473万円 (1,790万円)
2,600万円	688万円 (2,380万円)	707万円 (2,380万円)	707万円 (2,390万円)
2,700万円	731万円 (2,480万円)	750万円 (2,480万円)	766万円 (2,490万円)
2,800万円	775万円 (2,580万円)	793万円 (2,580万円)	817万円 (2,590万円)

- 前提条件
- ・給与所得以外の所得はないものとする。
 - ・表の給与所得金額は「給与収入 - 給与所得控除額」を示している。
 - ・この表の税額は各年分の給与収入に係る所得税額および復興特別所得税額と住民税額の合計額である。
 - ・社会保険料控除は便宜的に給与収入の15%とする。
 - ・配偶者は年齢70歳未満とする。
 - ・配偶者および子には収入がないものとする。

図表2 給与所得者の
特定支出控除の見直し
一覧表14ページ

帰宅費用の
月4往復制限を撤廃

今回の改正で基礎控除に「通勤・消失型の所得控除方式」が採用された。したがって、図表2①の給与収入2600万円、および図表2②の2700万円の網掛け部分からわかるように、平成32年以後の給与所得が2400万円を超える場合には税負担が増加する。

③平成30年・31年と平成32年以後の比較
今回の改正で基礎控除に「通勤・消失型の所得控除方式」が採用された。したがって、図表2①の給与収入2600万円、および図表2②の2700万円の網掛け部分からわかるように、平成30年以後の給与所得が900万円を超える場合には税負担が増加する。

I 個人所得課税

給与所得控除を10万円引き下げ
基礎控除を10万円引き上げる

公的年金等控除も10万円引き下げられ上限を設定

給与収入850万円以下なら
税負担への影響は生じない

個人所得課税においては、様々な形で働く人を応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、特定の収入のみに適用される給与所得控除や公的年金等控除から、どんな所得にも適用される基礎控除に比重を移すことを目的として、様々な改正が予定されている。以下、ポイントを絞って解説していく。

① 給与所得控除の見直し
今回の税制改正では、平成24年度および平成26年度の税制改正で設けられた「給与所得控除の上限額」のさらなる改正が行われた。

(1) 改正の具体的内容
給与所得控除では以下の3点の改正が示された。平成32年分以後の所得税および平成33年度分以後の個人住民税について適用する。

② 給与所得控除の上限額が適用さ

れる給与等の収入金額を850万円へ引下げ
③ 給与所得控除の上限額を195万円へ引下げ

今回の改正の結果、給与所得控除額は図表1のとおりになる。

(2) 改正による税負担への影響比較
図表2で改正の影響を確認する。

① 税負担への影響が生じない範囲
改正によって給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円へと引き下げられた。図表2①の大枠内からわかるように給与収入850万円以下の場合には税負担への影響は生じない。

また、今回の改正で所得金額調整控除(26ページ③)が新設されたことで、一定の世帯については税負担への影響が生じないように手当てされている。図表2②は所得金額調整控除の対象者の一つである「年齢23歳未満の扶養親族を有するもの」に該当する例である。図表2②の大枠内からもわかるように、年齢23歳未満の扶養親族がいる給与所得者は平成32年以後の

図表1 改正後の給与所得控除額

収入金額	給与所得控除額	
	所得金額調整 控除適用なし	所得金額調整 控除適用あり
162.5万円以下	55万円	
180万円以下	収入金額×40% - 10万円	
360万円以下	収入金額×30% + 8万円	
660万円以下	収入金額×20% + 44万円	
850万円以下	収入金額×10% + 110万円	
1,000万円以下	195万円 (上限額)	収入金額×10% + 110万円
1,000万円超	210万円 (上限額)	

給与収入が2610万円(給与所得2400万円)以下であれば、平成30年以後の税負担への影響は生じない。

この場合の所得金額調整控除には、所得控除の扶養控除対象者のうち一般の控除対象扶養親族には該当しない「16歳未満の子」も対象に含まれる点に注意が必要だ。

②平成29年と平成30年以後の比較
平成30年以後に税負担に影響が